（第２号被保険者用）

第　　　　号

　　年　月　日

　　　　　様

丸亀市長

介護保険給付の支払一時差止等処分通知書

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 被保険者氏名 |  | 被保険者番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

年　　月　　日付第　　号で、「介護保険給付の差止等予告通知書」を送付しましたが、未だ下記の医療保険料等が滞納となっておりますので、介護保険法第６８条第１項の規定に基づき、　　年　　月　　日以降にあなたが利用する介護サービスについて、「保険給付の支払方法変更（償還払い化）及び保険給付の支払の一時差止」の措置をとることに決定いたしましたので、通知します。

なお、保険給付差止の記載を行いますので、被保険者証を提出してください。

　提出先　丸亀市役所　　　　　　　　課

　提出期限　　　　年　　月　　日

また、この通知により保険給付の支払方法変更（償還払い化）及び保険給付の支払の一時差止の措置がとられた場合でも災害その他特別な事情等があると認められる場合には、この措置を中止することになりますので、該当する方はすみやかに被保険者証を添えて丸亀市介護保険担当課に申し出てください。

【医療保険料等の滞納状況】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度医療保険料等 | 年度医療保険料等 | 年度医療保険料等 |
| 期別 | 保険料額 | 滞納額 | 期別 | 保険料額 | 滞納額 | 期別 | 保険料額 | 滞納額 |
| 第1期 | 　 | 　 | 第1期 | 　 | 　 | 第1期 | 　 | 　 |
| 第2期 | 　 | 　 | 第2期 | 　 | 　 | 第2期 | 　 | 　 |
| 第3期 | 　 | 　 | 第3期 | 　 | 　 | 第3期 | 　 | 　 |
| 第4期 | 　 | 　 | 第4期 | 　 | 　 | 第4期 | 　 | 　 |
| 第5期 | 　 | 　 | 第5期 | 　 | 　 | 第5期 | 　 | 　 |
| 第6期 | 　 | 　 | 第6期 | 　 | 　 | 第6期 | 　 | 　 |
| 第7期 |  |  | 第7期 |  |  | 第7期 |  |  |
| 第8期 |  |  | 第8期 |  |  | 第8期 |  |  |
| 第9期 |  |  | 第9期 |  |  | 第9期 |  |  |
| 第10期 |  |  | 第10期 |  |  | 第10期 |  |  |
| 第11期 |  |  | 第11期 |  |  | 第11期 |  |  |
| 第12期 |  |  | 第12期 |  |  | 第12期 |  |  |
| 計 | 　 | 　 | 計 | 　 | 　 | 計 | 　 | 　 |

　※　上記は　　　年　　月　　日現在の滞納額です。行き違いに納入された場合には、すみやかに申し出て下さい。

お問合わせ先

丸亀市役所　　　　　　　　課

（裏面）

不服の申立及び取消訴訟

この通知について不服がある場合には、この通知を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に香川県介護保険審査会に審査請求をすることができます。

処分取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。